提案理由の説明、質疑、討論、 採決を行いました。 議員提出議案6議案を上程し、 定例会最終日の3月18日に、

要旨については、次のとおり

ては、3ページをご覧ください また、会派別の議決結果につい は、関係機関に送付しました。 なお、可決した意見書4議案

る条例の一部を改正する条例 八潮市議会の議員の定数を定め

1目的

日の市民の声にこたえ、議会と 人に改めるものです。 いため、議員定数を26人から24 しても議員定数の削減を図りた 行財政改革の一環として、今

②条例の施行日

から適用されます。 る「八潮市議会議員一般選挙」 平成17年9月4日に執行され

八潮市議会議員政治倫理条例

与することを目的とします。 確立を図り、もって市政に対す という。)の政治倫理に関する 公正で民主的な市政の発展に寄 規律の基本となる事項を定める る市民の信頼に応えるとともに、 ことにより、議員の政治倫理の 八潮市議会議員(以下「議員」

②議員の責務

成しなければなりません。 務を深く自覚し、その使命を達 して、市政にかかわる権能と責

また、議員は、

政治倫理に反

議員は、市民全体の代表者と

れた場合には、その疑惑を解明 なりません。 し、責任を明らかにしなければ する事実があるとの疑惑を持た

③倫理基準

基準を遵守しなければなりませ 議員は、次に掲げる政治倫理

- 特定の企業、団体等のため 請負その他の契約に関し、 計らいをしないこと。 に有利若しくは不利な取り 市が行う許可、認可又は
- 体の請負その他の契約に関 による影響力を不正に行使 を妨げ、その権限又は地位 取り計らいをしないこと。 ために有利若しくは不利な し、特定の企業、団体等の び補助金を交付している団 市職員の公正な職務執行 市が出資している法人及
- それのある寄附等の授受を しないこと。 又は道義的批判を受けるお するよう働きかけないこと。 政治活動に関し、政治的
- 推薦し、又は介入しないこ 動に関して、特定の個人を 市職員の採用、昇任、 異
- 品を授受しないこと。 求をその指針として行動 し、その地位を利用して金 常に市民全体の利益の追

平成17年3月28日

人権侵害の救済に関する法律

の早期制定を求める意見書 国においては、 平成13年5月

> どから、平成15年10月の衆議院 案」の審議をおこないました。 ての答申を踏まえ、「人権擁護法 の解散により、自然廃案となり 人権委員会の設置がないことな しかし、この法案には、地方

惹起しています。 は、児童虐待などの人権侵害が しかしながら現在、わが国に このことから、人権侵害の被

記の通り強く要請します。 に関する法律」の早期制定を下 置が強く求められているため、 害者を救済する新しい制度の設 実効性のある「人権侵害の救済

会を設置すること。 都道府県ごとに地方人権委員 つ効果的に実施されるように、

委員会は、内閣府の外局とす

③国や都道府県に設置される人 題に精通した人材を独自に採 ぞれの人権委員会が女性問題 また、事務局についてもそれ 精通した委員を選任すること。 がい者問題などの人権問題に 用すること。 や障がい者問題などの人権問 権委員会には、女性問題や障

④人権擁護委員制度については、 ら、地域での効果的な活動が 委員会と十分連携を取りなが 抜本的な制度改革を行い、国 や都道府県に設置される人権 できるようにすること。

の人権救済制度のあり方につい

①人権侵害被害の救済が迅速か

②人権委員会の独立性を確保す るため、新たに設置する人権

国民健康保険制度等に関する意

ど医療保険制度の見直しを検討 能となるよう、制度の抜本的見 しているが、安定的な運営が可 統合、新たな高齢者医療制度な 現在、国では、保険者の再編

れるよう強く要望します。 必要です。 よって、下記の事項を実現さ

①医療保険制度の改革について

け、早急に見直しを行うこと。 ては、市町村の意見を十分尊重 し、医療保険制度の一本化に向 医療保険制度の改革に当たっ

を図ること。 政安定化支援事業等の拡充 保険基盤安定制度及び財

る事務負担の増加に対して 保険料収納割合による減額 措置を撤廃すること。 老人保健医療事業に係わ

について、十分な財政措置 た者に係わる医療費の財源 上げにより該当しなくなっ 老人保健該当年齢の引き

源移譲を行い都道府県の裁量度 の導入に当たっては、確実な税 険に係わる新たな都道府県負担 与党合意で示された国民健康保 三位一体の改革に関する政府・

直しが、早期に図られることが 医療費の増大に対応するため、

⑤高齢者医療制度につい

慮すること。 新たな高齢者医療制度

促進を求める意見書

②財政基盤強化等について

普通調整交付金における

財政支援措置を講ずるこ

を講ずること。

③新たな都道府県負担の導入に ついて

の負担割合の根幹を堅持

④医療費適正化対策につ

薬価基準制度の見直しを推進す るとともに、診療報酬体系及び 医療費適正化対策を充実強化す

の負担増とならないよう十分配 されるにあたり、国民健康保険

発達障害児(者)に対す る支援

支援策が必要です。 から学齢期、就労まで一 発達障害に対しては、

幼児期

貫した

められます。 支援のネットワークづくりが求 支援対策を実施するには、 村の役割が極めて重要であり、 していますが、よりきめ 害者支援センターを設置 国は、都道府県ごとに発達障 市区町 細かな すると

急に実施するよう強く要望しま そのために、下記の項 目を早

①各市区町村が支援体制 を整備

②発達障害の早期発見に向けて、 児童健診制度 (5歳児 や就学時健診制度を確 乳幼児健診の充実と、 を講じること。 する際に、何らかの財 新たな 立する 健診) 政支援

③学校、保育園、幼稚園 後児童健全育成事業(放課後 放課

を拡大するとともに、現 行制度 するこ

いて

④発達障害者のための雇用支援

養成・配置について支援する 害児の受け入れと、指導員の 児童クラブ)における発達障

コンサルタント・相談員等を

て

⑥発達障害児(者)への理解の

普及、意識啓発を推進するこ

⑤専門医の養成ならびに人材の

確保を図ること。

配置すること。

が創設

た子どもの権利保障を求める意 子どもの権利条約」に基づい

例を制定しているところもあり 及び地方自治体では、その普及・ 言いがたい状況です。今後、国 例の精神が行き渡っているとは ますが、まだまだ日本全国に条 必要があると考えます。 どもの権利に関する総合的な条 10年たちます。自治体には、子 利条約」を批准・発効してから 啓発に向けた取り組みを強める 国連の「子どもの権

起されています。 定過程への子ども参加の仕組み 告では、子どもオンブズパーソ づくりが具体的な課題として提 ン制度の促進や、政策立案・決 ら日本政府に対して出された勧 国連・子どもの権利委員会か

利条約」の趣旨を最大限尊重し、 みづくりに取り組むよう求めま 子どもの権利保障を求める仕組 公共団体において「子どもの権 よって本議会は、国及び地方